

周防鑄錢司史

11

547

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 30 1 2 3 4 5

始



周防鑄錢司史

周防鑄錢司史目次

第一章 吉敷郡河東地方の畧史	第七節 鑄錢の例外
第二章 鑄錢司	第八節 鑄業の官營及び私營
第三章 官制及び貨幣	第九節 第二次の周防鑄錢司
第四章 關係古紀	(一) 司家時代
第一節 初期の鑄錢司及び鑄業	(二) 瀧上山時代
第二節 第二次の鑄錢司及び鑄業	(イ) 鑄造の貨幣
(一) 武藏鑄錢司	(ロ) 灰燼後の貨幣
(二) 近江鑄錢司	(ハ) 地金の産出地并に年賦課額
(三) 河内鑄錢司	(ニ) 惡貨の遞送法
(四) 大宰府鑄錢司	(ホ) 雜給米及び備品消品
(五) 播磨鑄錢司	(ヘ) 職工員數及び鑄貨年額
第三節 中古地名の起源	(ト) 鑄錢司官制
第四節 長門鑄錢司及び周防鑄錢司の並置	(チ) 鑄錢司長官
第五節 第二次長門鑄錢司	(リ) 鑄錢司神社昇格及其灰燼
第六節 大和鑄錢司	第十節 岡田鑄錢司
	第十一節 葛野鑄錢司分所

周防鑄錢司史

山口縣吉敷郡陶村

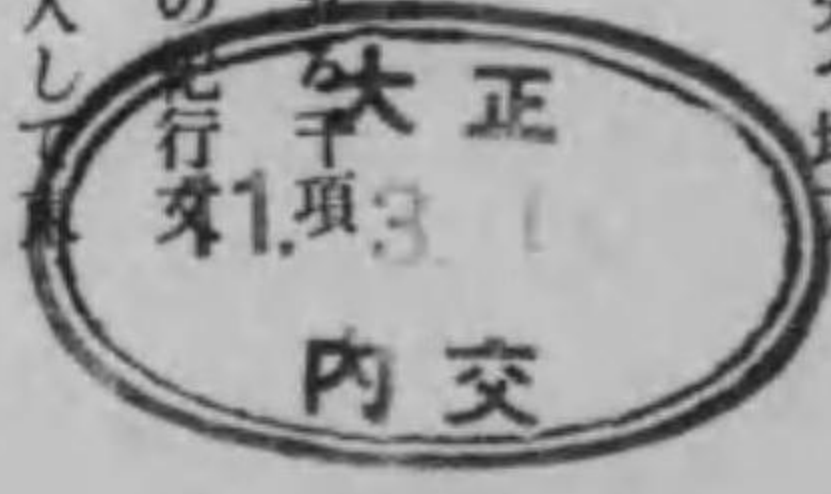
天慶三年周防鑄錢司が灰燼に歸してより既に一千有餘年の星霜を重ね其間風伯は輕塵を飄し雨師は行潦を酌んで遺蹟は數尺の下に埋もり港灣は膏田に化して舊態を窺ふべからず、又地名の轉訛地域の變遷多く往昔に逆りて容易に搜求すること難し故に先づ地方の略史を述ぶべし。

第一章 吉敷郡河東地方の畧史

吉敷郡南部の大半は往古魚介の住所となり波浪の翻弄せる所たり、蓋し土石、井關、樺野、長澤、横曾根の諸川の流域に介在せる沃野は寛永正保の項までは皆大なる江灣をなし海水奥に朝貢せり、應安四年九月今川貞世が鎮西探題として赴任せる際の行状に今川了俊道行振又は文明十一年長月連歌の大家三善宗祇のものせし筑紫道記には當地の地形を實寫せり、即ち佐波灣は深入して是は防府右田地方より西は大道村切畠に及び吉敷灣は陶鑄錢司地方を洗ふて大歳の盆地に舟筏を送り近く安永年間に至るまで龜谷山下に千石丸碇船せりと云ふ。

鑄錢司が存在せし時代の下級行政區劃は郡郷に分れ郷を以て其單位となせり、而して吉敷郡を十郷に區劃し河東は八千多寶の二郷より成立せり、本郡を南北に等分せる中央山脈と佐波吉敷の兩灣に狹まる、帶狀の地畧は八千郷にして現今の大道村字小俣大道及び陶鑄錢司の北部に在る開闢以來の土地を包轄せり、又大原南地方より以南にして秋穂半島の脊椎山脈の間に散在せる狹巷の廣袤を多寶郷と稱せり。

鑄錢司は昔日の八千郷内に存在し吉敷灣の一角水深き四通八達の良港に接せり其政廳は字系根に設置せしもの、如し、當時地名の文字は宰を用ひしものにて國史には貞觀元慶の頃より之を記し毛利氏の時代も亦之を襲用せり、蓋し宰を系根に代へしは左傳の故



事より出しものあるべし、一説には四ツ辻裏政所を以て之に擬する者あれども初め鎌倉時代には官衙を公文所と唱へ建久年間より政所と改められたれば此時代の遺名にして庄司又は地頭の邸宅の表示なるべし、八千郷は封建時代に入り二分して東部即ち今の小俣大道下津良大海地方を小俣庄と云ひ西部即ち今の陶鑄錢司地方を瀉上庄と唱し寛文開作慶安開作等干拓せられてより庄の號を廢して陶村と稱せしことあり、鑄錢司村と唱へしことあり、或は各別に分離して其稱號を呼びしことあり、當時行政區劃は毛利氏の直轄領若しくは給領の地域に因りて定まり陶村と云ひ鑄錢司村と云ふも只地理上の名稱に過ぎざるなり、但し其起源は遠く陶村宇越峠の窯蹟は千四百年前の物にして和同六年産物の名を地名となすの法令あれば之を察し得べく東部の里を鑄錢司と稱せしも此前後なるべし、明治三年に至り遂に綾木川を界とし東を鑄錢司村とし西を陶村と確定して千年以前遺幣せし地方は後者の地域となれり。

地名并に地域變遷表

郷	制	慶長五	同十八	寛永二	慶安二	元祿十二	寛保二	文化元	天保十四	明治三
多寶郷	秋穂庄	秋穂村	秋穂村	秋穂庄	二島村	二島村	二島村	二島村	秋穂	二島村
	小俣庄	附石 赤崎村 大海村	附石 赤崎村 大海村	附石 赤崎村 大海村	附石 赤崎村 大海村	附石 赤崎村 大海村	附石 赤崎村 大海村	附石 赤崎村 大海村	附石 赤崎村 大海村	附石 赤崎村 大海村
八千郷	瀉上庄	瀉上庄	陶村	鑄錢司村	鑄錢司村	鑄錢司村	鑄錢司村	鑄錢司村	鑄錢司村	鑄錢司村
	瀉上庄	陶村	鑄錢司村	鑄錢司村	鑄錢司村	鑄錢司村	鑄錢司村	鑄錢司村	鑄錢司村	鑄錢司村
瀉上庄	瀉上庄	陶村	鑄錢司村	鑄錢司村	鑄錢司村	鑄錢司村	鑄錢司村	鑄錢司村	鑄錢司村	鑄錢司村
瀉上庄	瀉上庄	陶村	鑄錢司村	鑄錢司村	鑄錢司村	鑄錢司村	鑄錢司村	鑄錢司村	鑄錢司村	鑄錢司村
瀉上庄	瀉上庄	陶村	鑄錢司村	鑄錢司村	鑄錢司村	鑄錢司村	鑄錢司村	鑄錢司村	鑄錢司村	鑄錢司村
瀉上庄	瀉上庄	陶村	鑄錢司村	鑄錢司村	鑄錢司村	鑄錢司村	鑄錢司村	鑄錢司村	鑄錢司村	鑄錢司村
瀉上庄	瀉上庄	陶村	鑄錢司村	鑄錢司村	鑄錢司村	鑄錢司村	鑄錢司村	鑄錢司村	鑄錢司村	鑄錢司村
瀉上庄	瀉上庄	陶村	鑄錢司村	鑄錢司村	鑄錢司村	鑄錢司村	鑄錢司村	鑄錢司村	鑄錢司村	鑄錢司村

陶村は山陽鐵道線四ツ辻驛及小郡驛の間に在る避風の寒村れども鑄錢司の設置時代は日本歴史と大なる關係を有し紀元千三百九十年八皇四十五代 聖武天皇天平二年此所に良好なる銅鑛を盛に發掘し初めて開發の端緒を啓き其後七年天平九年十一月鑄錢司を設置してより八皇六十一代 朱雀天皇天慶三年鳥有に歸するに至るまで前後通して二百年以上の期間は其主要の事件は皆中央の記録に網羅せられ一定の場所に於ける一定の事件に對し中古國史に其記事多きは比類稀なり、此地より産出する地金を貨幣の原料となすは言ふ迄もなく遠く中國、四國、九州の鑛産地より瀬戸内海の便に依り運送せる地金は此造幣局にて鑄造せられ又諸國より蒐集したる惡貨の改鑄も行われ而して後通貨として播布四散せしめたるなり、勿論金融機關なき時代なれば貨幣を頒布して融通せしむる爲には貯金者授位法調唐米の替金法旅人の錢貨必携法等種々の法方を用ひたれども就中鑄錢司の俸給米備品消品に至るまで盡く他國より此地に送致せしめたることは盛大なる貿易港となすの動機となり諸國貨物の集散吞吐地として増々繁榮し東は今宿より西は横野の入江に到るまで延長一里餘の帶狀地帯は中央に鑄錢司を狭み東西に人家櫛比して山谷より海岸に達したることは今猶ほ越峠、峠下、足留等の山脈に殘存せる陶器窯其他の遺蹟に徴するも明かり、時宛も中古の黄金時代に際會し旺に朝鮮隨唐の文物を輸入摸擬せし折なれば其餘沫を享けて發展したるや疑ふなし、越峠には數基の登窯の根跡を有し陶器破片は南部朝鮮より發掘せる高麗焼に酷似して古色蒼然たり、又峠下には十餘の窯跡を存し最も高きは年代の高さを示し其遮下せるに従ひ時の遞下も人家の遞減を顯わす最も巧妙なる計曆器なり、殊に此地方には天保十三年の調査に據るもの及び其後の廢寺を合して三十有餘の寺跡あり又十個の現寺を有せるは恰も鎌倉の今昔に髣髴たり、社寺の新立は遠くより之を許さず寶永七年分けて嚴禁の幕令あり纔に廢寺再興のみ許可したれば此等は皆昔日より存在せしものなり、又寺院の外過古の盛衰を量る尺度たる塚墳墓等も多く存在し神社の數も他に類例稀なり、中にも黒山神及び火山神は貞觀十五年九月從五位の下に昇格し山田神も亦元慶二年六月同位に昇格したるが如きは其一班を知るに足るべし、此等の隆盛も鑄錢司の火災に因り漸次寥々賑わざりしも猶ほ山陽大路の要驛たる位置を失わず彼の大内氏が山口に據りて枝葉を張るに及んで再た恢復し其要港を田島より秋穂に移すに至つて交通の衝に方り陶弘賢は此地を食邑として城を築きたれども其子弘政に及びて富田の若山城に移轉したるを前驅とし續ひて大内氏滅亡して寂莫に傾き遂に永祿十二年十月大内輝

りたり。

長門國長府に於てはこの前後に鑄錢司設置せられ天平の初年には彼地一ヶ所あり同二年三月周防國熊毛郡牛嶋及吉敷達理山の鑄錢を製煉して其原料となせり、鑄型は粘土にて作り山口教育博物館に陳列せるものは其遺物の一あり、鑄の羽には厚さ五六分にして中央に八分餘の風坑ありて先端は狭小となれり、坩堝は直徑七八寸深さ二寸の鉢形にして前者と共に耐火粘土にて作り其断面は當時の陶器と同一あり、天平七年閏十一月更に鑄錢司を置き翌々九年十一月史生六人を増加し通計十六員とあり周防國吉敷郡達理山附近に鑄錢司を分置せり。

周防鑄錢司蹟にして初期に屬するものは宇系根山の鑿間に散在せり、同所西ヶ峠の頂に近く灰炭の廣大なる層あり、其粉炭多きは或は所用の木炭窯の所在地なるやも計り難けれど其下部にして字得錢平なる地には灰炭の外雜滓を混せるを以て鑄錢の遺蹟あるべし、尙ほ降りて鍛冶屋床ある地あり、鑄石の硫黄を發散せしむる焙燒爐の根跡あり、最低部の一は殘骸多く周圍を粘土及石にて作り下に材木を焚きて燒礦せし焚口あり、勾配五分の一以上の傾斜面に階壇形に五基の窯ありしもの、如く左右の壇は交互に作り一方は鑄石を運搬する通路の如く他は焚口の如し、又地中に淺き穴を作り之に木炭を燒礦を混入して鑄にて送風製煉せし如き場所あり愈々降りて山林の麓に用水池あり、其堤防には約四十年前錢型類似のものを埋没せしと傳ふる者あり、縣立山口教育博物館に陳列せる和同錢型は此の附近の土廠の厚壁より出せしと云ふ、又村社春日神社に二個を所藏し他の二個は明治二十八年十一月十一日東京古錢會報告主任中川近禮に貸附せしが彼の日本百科大辭典第五卷第六百六拾五頁在中の錢鑄寫眞の元像とあり而して後現今の所有者に轉じたるものあるべし、此池の下方字北口の田地の表土下數寸に於て多量の鑄滓を埋藏せり、此上下には二個の池を築き上部のものは嘗て決壊せしことありて太だ地形を損して考古するに難けれど初期の遺蹟たるや明かり、又東隣鑄錢司村字政所に於て明治四十三年排水工事に際し銅の附着せる鑄の羽口を多く發見し其周圍一反歩に於て鑄滓類を埋藏せるが其遺物は長府より發掘せしものに等しければ或は鑄錢司若くは銅器の製造所なるべし、又同村福西山下字福西原に於ては長さ一町以上に亘る廣大なる灰炭の層ありて深きは四尺に達せり其灰多きは焙燒爐又は精煉所ありたる如し、此山脈は三十年前砂防工事を施設して土砂の崩壊流出

を防止したれども是より以前は兀結として草毛砂く地形非常に變轉し灰炭の積層の如き九尺以上の下部に在る所あるも大正五六年の頃用水池を築造するに方り除水溝の新設に因りて此層を發見せし有様にて細密の洞察を下す能わざるも是より數町の上に存する鬼穴其他より出でし鑄石の精煉所又は鑄錢所なるべし、又北都村林字甲斐岩附近通稱大鼓平の麓に二の製煉所跡あり、此山を東に越ゆれば大道村金山にして其東麓には數條の廢坑あり、其下方地三反歩餘の表土下に吹滓木炭等の層ありて鑄錢の形跡明瞭あり此廢坑には今猶ほ黑色螢石を産出せり、而して同石を陶村鑄錢坊の遺蹟に發見せるより推察するに嘗て此銅鑄又は熟銅を此所より運搬したること決して疑ふべからず。

八千郷の脊面に連綿せる山脈は本郡を南北に二分し中央に於て丁字形に分岐して南走せる支脈を有せり、此中に在りて大海福西の諸山稍々怒り蜿蜒起伏しつ、西に龍宮、火野、幸崎に延る枝脈を擁して一の半島を構成せるが本支脈共に花崗岩又は花崗質岩ありて石英白雲母等を交へ中にも石英は硝子原料として明治二十五年頃盛に採取せられて今は少きも昔日は多く露出せり、而して銅坑の舊跡は此丁字山脈中に散在し彼の達理山は採掘量多き銅山なりしこと史上有名あり、陶村鍛冶屋坂、錢頭、得錢平鑄錢司村北部一帶より大道村字切島の西山廢坑に連る鑄峯は一体の接觸鑄床にして今猶ほ黃銅鑄又は黃鐵鑄を散見し中にも鑄錢司村林大鼓平附近及び其脊面ある切島金山等には露出せるもの稍々多し、南方に在りては福西大海の諸山に此徵候多く福西の鬼穴は其峯大なるものなり、深さ數十間に達し中には當時の坑燈を置きし棚等今猶ほ存すると云ふ。

昔日の採鑄法は發見に易き露頭の露頭より水平坑道に開鑿し鑄脈の軟弱にして多量ある部分のみを採掘するの常にて多くは同一の場所を數坑を並設せり、對馬の大銀山の如き當時地下四百尺の深さに達し延曆十五年には之を排水する爲別に租税の附加をなせり鬼穴も赤同じく脆弱なる山谷の崖壁を掘鑿して二條を作り凄蕭にして深く今や蝙蝠の巢窟と化せり、又製煉に要する木炭製造所の遺蹟たる粉炭層は郡の南北に散見するを得るなり。

達理山の所在は諸説紛々たれども現今の福西山なるべし、其山相は昔日より地殼を顯せし如く鬼穴の側面には瀕あり、山谷の露頭にして人家に近く注目し易くして恐らく我國第一發見の銅坑あるべし、郷名を多寶郷と稱し理は字義實の道にして之に達する山な

るは強知牽強附會の説にあらずして和同六年の地名制定法を見るも和名抄諸國郡考其他之に關する諸説を參照するも其起因明なり、尙ほ切畠金山を西山と稱し系根舊蹟地を西峠と云ひ當山は特に福を冠して福西山と呼ぶにあらずや、其坑道深く其灰炭層廣く培焼用材の濫伐亞硫酸瓦斯等の爲に山林の廢類せるを伺ふも明あり、斯の如くれば第二次舊蹟は系根にして螢石が既に冶金媒劑として使用せられしと否に關せず此石の關係より察するに切畠は第五次の遺蹟なるべし。

聖武天皇の御代には周防の達理山手島の外美禰郡長登銅山、攝津多田の大銅山但馬の明延銅山等發見せられ有名なる奈良東大寺の大佛像等建立せられたり。

淳仁天皇天平寶字四年三月萬年(銅)大平(銀)開基(金)の三貨鑄造せられ稱徳天皇天平神護元年神功開寶鑄造せられて後三年鑄錢司は大和國添上郡田原に移轉し新錢は主として此地にて造られたれども避地にして置設期間短少あり、桓武天皇延暦元年三月鑄錢司を廢止し同九年十月之を舊に復し同十五年十一月隆平永寶の鑄造あり此新錢發行の結果同十九年限り舊錢の通用を禁じ改鑄を行へり。平城天皇の大同年間には大鑛山發見せられ但馬生野、陸中細倉、因幡の蒲生、岩代半田等より銀を出し、備中吉岡、長門櫻郷より銅を産し後記の二者は共に永く鑄錢の原料となれり。

嵯峨天皇弘仁元年十二乘銅を用ひて新錢を鑄造せる記事あり、此舉又は隆平永寶の新鑄の何れが山城相樂郡岡田に於てなされたるにあらずや、天長四年七月三日付大政官符鑄錢司に醫師を置くの許可書中此司岡田に在るの日云々ありて同所にて發掘せし埴塙類は長府の遺物と異なることあり。

嵯峨天皇弘仁七年七月鑄錢司を廢止し同九年之を長門長府に再置して國司を以て長官を兼ねしめ富壽神寶を造れり、當時の地金は美禰郡長登井に阿武郡櫻郷より運送せしを以て非常に困難を嘗め同年より十二年七月迄は毎年五千六百七十貫文を鑄造せしも銅の産出額少く遠隔の地にして却て周防鑄錢司の舊地に近ければ十二年之を移轉せり。

周防鑄錢司再興の地は字司家あり、海に臨める丘上に在りて舊藩時代には此臺地一般の字を司家と書せしを明治六年土地測量の際正護寺なる寺院あるを以て其東部の地に寺家の名を存し他は引地ある字に變更せり、現今人家の前面に放て開展せる平垣地數町歩

の廣袤は其遺蹟にして鑄滓木炭類の遺物を表土以下數寸乃至尺餘の地に陸續として埋藏せり、此臺地は陶家二代の城跡にして遺蹟は多く損傷せられたれども東部は崖を成し下に南若川の跡あり、此側面の地を片山と書するも昔は型上と記し鑄錢型を見しことありと言ふ者あり、若し果して信ありせば初期の鑄錢司も亦一時此地に在りしなるべし。

司家に於ては弘仁十二年より天長五年迄は毎年三千五百貫文を鑄造し是より承和元年に至る五ヶ年間には毎年一万一千貫文を鑄造し天長三年より七ヶ年間は惡貨の改造をも行へり、承和元年より他の原料供給不足し遂に長門一國に一万一千貫文に對する地金を供給せしめたりしが承和八年に至り再び三千五百貫文の年額に減少せり、而して承和二年正月承和昌寶を初めて發行せり、此年石見の人民に難役を免して採銅法を教授し其産銅を供給せしめたり。

承和十四年正月司家の鑄錢司を數町の東方瀉上山に遷せり、現今の鑄錢坊又は錢庫と稱する臺地なり蓋し昔日鑄錢司を有せし地方は今猶ほ大同小異の地名を有するを恒とせり、彼の大宰府管内に於ては周船寺と唱へ長門長府に於ては修禪寺と云ひ武藏秩父に於ては鑄錢房と稱し山城加茂村にては錢司と呼べり、此地の遺蹟は顯著にして北部山林中より字向原の南端に連りて作業所ありしもの、如く南北に亘りて鑄滓木炭の粉末を埋藏し字宗石錢庫西湖の此方にも亦此種の遺物散在せり、和同開稱以降は唐法に習ふて型は砂鎔を用ひ其遺物は字西湖の西北方の低地に炭末と共に殘存せり、埴塙は炭末を粘土にて固めたるものを用ひたる如く之に酷似のものを發見せり、殊に山林下には石英及び長石の熔解物を見るは踏輪を使用せるもの、如し、昌泰二年五月二十八日付職工減員の大政官符の未文、但、鑄錢之道薪炭爲本。而樵路漸峻。炭窟更遠。前年一日之單。當今數日之功。云々は當時の現状を知ることを得べく元來銅の焙燒には二晝夜以上を費して燃料を要すること多く又製煉には多大の木炭入用にして既に炭窯にて之を造りたること明あり。

鑄錢坊に移轉して嘉祥元年に長年大寶を貞觀元年に饒益神寶を鑄造して貞觀七年九月山城國相樂郡加茂村字錢司に移轉して此新錢を作るに二ヶ月間、同年十一月之を閉鎖して採銅地をなし再び當地を開司し貞觀十二年貞觀永寶を新鑄せり、此新錢は山城國葛野郡葛野分所に於て分鑄せられたれども存立期間僅々月餘にして其地は他の民有田地と交換拂下をせり、又寛平元年に寛平

大寶を延喜七年に延喜通寶を鑄造せり、又鑄錢司の烏有に歸せし後 村上天皇天德二年乾元大寶の新錢發行せられたれども何れの地にて鑄造せられたるや分明ならず。

銅鉛の産額動もすれば減退する恐ある故天長貞觀の頃には養老令中の贖銅法を官人難色に適用し銅を官に納めて其罪を贖ひ承和十五年國司にして定額の銅を納めざる時は其國の既定公廩を没して賠償せしむる法律を定めて督勵し而して後之を中止せり、貞觀五年には採銅獎勵法として授位法を布き貞觀十八年には長門に銅器を製して賣買することを禁じて銅の濫用を戒め元慶元年に至り漸く美作の加夫良和利山、比智奈井山、備前佐々山等より銅鑛を發見し同五年本司に近き石見國美濃郡丸山銅山發見せられて漸く地金の潤澤を來し又元慶二年大宰府より鑛夫百人を豊前規矩郡に送り仁和元年長門より銅手一人宛穴掘一人を豊後に送りて採銅法を傳授して以て地金を得昌泰二年までは職工八十人を常に雇備して毎年一万一千貫文を鑄造し是より年額は三千五百貫文に減し職工は四十八人に減員せり又曆朝惱める贖造貨幣并に磨減錢を改鑄する爲め遞送するには護衛兵を附して其責任を各國守に負わしめたり斯の如くして延喜式制定の頃には地金の供給地は備中長門豊前等の諸國となれり。

第三章 官制及び貨幣

鑄錢司の官吏は長官次官判官主典鑄師鑄型師史生等あり、又天長の初より醫師を常置せり、長官は專任のことあり、國司の兼任のことあり、專任の場合は五位前後の國司級の人を置き其秩限は四年のことあり、六年のことあり、最初は專任長官にして後は國司兼任となり、佐波郡國衙より來りて事務を監督せり、次官は專任にして秩限なく殆んど同級位の人なり、又將領型生鑄手織工木工職人等ありて官吏職工共に人員は増減常なく其雜給米は約稻九万束即ち白米四千五百石にして備後周防伊豫の三ヶ國の公租の中より各々定額を支給せり、後海賊横行するに及んで他國の課税を減して周防國主として負擔せるに至れり。

此の外鑄錢司必要の備品消品一切は備後周防長門伊豫筑前豊前肥後の諸國より支給する定めて以て交易を盛にし貨幣の分布融通の圓滑を計れり、而して種々の弊害を防ぐ爲め鑄錢司官吏は周防土着の人を採用するを禁じ毎年十一月上京せる朝集使をして事務

報告並に史員の任免調歩の上申をさしめたり、當長官として知られたる者を左に擧ぐ、此の内には重任又は再任せられたる人あり

專任無期	小治直人	都奴福人	安部甥麿	丹埤弟梶
	三統眞淨	伴河男	藤原直道	阿部宗行
	家原繩雄	春澄具勝	小野當岑	紀安雄
	菅原景盛	大宅麿		

中古の貨幣の種類は金銀銅及び鉛の四種ありて金貨は開基勝寶のみにて直經八分量三錢一分強の物なり、銀貨は和銅開珎及び大平元寶の二種に限れり、金銀共に流通の量時區域等極めて狭少にして言ふに足らず、銅貨は銅に鉛を混して送り之を唐銅と稱す、其鉛少くして性質佳良なるものを後世耳白と云ひ悪きを鑄錢と稱せり、其形状は皆圓くして中央に方孔を有し徳川時代の葉錢と等し、和銅錢は是より約九十年前に鑄造せる唐の開元通寶に酷似せる故に之に習ひたるや明瞭なり、其比は銅四文と銀一文と同じく換算するときは凡二と一との比例なり、銅の高價なりしは發見の際にして量僅少なればあり、養老五年正月の令達には銀一銅二十五銀一兩一百錢と定め尋て錢二百錢と布達せり、銅の産出額増加し價額下落せしを知るべし、又鉛錢は承和昌寶、延喜通寶、乾元大寶の三種ありて其中に銅を含有せるも其比例少數なりしあり。

鑄錢は最初鑛山を追ふて行われ必要に應じて開司せられ 光仁帝の御代には全く此舉なきが如く斷續常なかりしが弘仁の末年再び周防鑄錢司を開司してより銅の産出量増加し世の進歩も著しく爲に固着して間斷なく作業を繼續せり、當時達理山脈の鑛脈も終焉に近づきたれども薪炭、耐火、粘土等豊富にして且つ海陸の交通四通八達の地なれば原料の運輸其他の便益多大ありしに因り永續したるあり、隆平永寶以前は歴史明細ならず鑄錢の場所を確實に知る能わざれども所謂皇朝十二錢を表にて示さん。

中古鑄造貨幣表

名稱	發行年號	品質	直經	錢文筆者	鑄造場所
和銅開錢	元明天皇 和銅元年	銀	八分	藤原養魚	近江

和銅開錢	同	銅	八分	同	武藏、近江、河内、播磨、大宰府、長門、周防
開基勝寶	淳仁天皇 天平寶字四年	金	八分	吉備眞備	周防？
大平元寶	同	銀	未詳	同	周防？
萬年通寶	同	銅	八分	同	周防？
神功開錢	稱徳天皇 天平神護元年	銅	八分	同	周防？ 大和田原
隆平永寶	桓武天皇 延暦十五年	銅	八分	桓武天皇	山城岡田？
富壽神寶	嵯峨天皇 弘仁九年	銅	七分五厘	嵯峨天皇 僧空海	長門、周防
承和昌寶	承和二年	銅	六分五厘	菅原清公	周防
長年大寶	仁明天皇 長和二年	銅	七分	仁明天皇	周防
饒益神寶	清和天皇 貞觀元年	銅	七分	春日雄繼	周防 山城岡田(二ヶ月間)
貞觀永寶	貞觀十二年	銅	六分	藤原氏宗	周防 山城葛野(月餘)
寬平大寶	宇多天皇 寬平元年	銅	六分	宇多天皇 菅原道眞	周防
延喜通寶	醍醐天皇 延喜七年	銅	六分	醍醐天皇	周防
乾元大寶	村上天皇 天德二年	銅	六分	阿保懷之	未詳

紀元千九百九十年の頃伊豫國越智半島は海賊の巢窟とあり 清和天皇の朝には増々膨脹して暴威を逞ふし瀬戸内海の航路は之が爲めに壅塞し中國四國九州の調貢は多く掠奪せられて朝廷に達せず遂に伊豫に赴任して縁に在職せる藤原純友之に投じて海賊と化し遂に東方の平將門と相應じて妄りに非望を抱き其徒は管に海上のみならず沿岸を蠶食し天慶三年十一月此所を上陸して周防鑄錢司に放火せり、是れ我貨幣史并に鑄業史を刻む一の信號となり以後六百有餘年間貨幣の鑄造全く中絶し纔に宗鏡明錢を輸入して通貨の融通を補綴せるに止まれり。

第四章 關係古記

日本書紀、續日本紀、日本後紀、續日本後紀、文德實錄、三代實錄、日本紀畧、日本逸史、扶桑畧紀、宇多天皇實錄、聖武記、令義解、類聚三代格、延喜式、西宮記、類聚國史、大日本史等の中古史より鑄錢司に關する記事を採擷し之に近代著述せられたる關係書籍の短評を添附す。

第一節 初期の鑄錢司及び鑛業

天武天皇三年三月庚戌朔震對馬國司守忍海造大國言、銀始出_レ于_レ當國、即貢_レ上、由_レ是大國授_レ小錦下位、凡銀有_レ倭國、初出_レ于_レ此時、故悉奉_レ諸神祇、亦同小錦位以上大夫等、(日本書紀卷二十九)

天武天皇六年十二月初置_レ鑄錢司。(同上)
 天武天皇十二年四月戊午朔壬申詔曰自今以後必用_レ銅錢、莫_レ用_レ銀錢。(同上)
 持統天皇八年三月乙酉以直廣肆大宅朝臣鷹、勳大貳臺忌寸八島、黃書、連本實等拜_レ鑄錢司。(同上)

第二節 第二次の鑄錢司及び鑛業

文武天皇二年三月乙丑因幡國獻_レ銅鑛。(續日本紀卷一)
 文武天皇二年九月壬午周芳國獻_レ銅鑛。(同上)
 續日本紀評註其他此鑛山を以て 聖武天皇天平二年三月丁酉記事中吉敷郡達理山と同一のものと推定せり。
 文武天皇三年十二月庚子始置_レ鑄錢司、以_レ直大肆中臣朝臣、意美鷹、爲_レ長官。(續日本紀卷一、日本紀畧前篇九)
 初期の鑄錢司は皆鑛山に在りしを以て此司は二年九月壬午發見せし周防國達理山に在りしもの、如し。
 文武天皇大寶元年三月甲午對馬貢_レ金、建_レ元爲_レ大寶元年。(續日本紀卷一、日本紀畧前篇九)
 其他丹波より錫を陸奥より金を紀伊國阿提飯高牟瀨の三郡より銀を貢けり。

元明天皇和同元年春正月乙巳武藏國秩父郡獻和銅(續日本紀卷四、日本紀畧前篇九)

(一) 武藏鑄錢司蹟秩父郡箕山字鑄錢房に在り。

和同元年二月甲戌始置催鑄錢司。以從五位下多治比真人三宅麿任之。(同上)

同年五月壬寅始行銀錢

同年七月丙辰令近江國鑄銅錢

八月巳巳始行銅錢(同上)

(二) 近江國鑄錢司。

和同二年正月壬午向者頒銀錢。代前銀並行。自今以後私鑄銀錢者其身沒官(同上)

三月甲用制凡交關雜物其物價銀錢四文已上即用銀錢其價三文已下皆用銅錢(續日本紀卷四)

八月乙酉廢銀錢行銅錢(同上)

大政官處分河内鑄錢司官屬賜祿考選一准寮焉(同上)

(三) 河内鑄錢司。

和同三年正月丙寅大宰府獻銅錢(續日本紀卷五)

(四) 大宰府鑄錢司蹟は系島郡周船寺に在り。

和同三年正月戊寅播磨獻銅錢(同上)

(五) 播磨鑄錢司。

和同三年九月乙丑天下禁銀錢(日本紀畧前篇九)

冬十月岬定齋錢法。恐望利百姓或多盜竊。於律私鑄猶輕罪法故權立重刑。禁斷未。然私鑄錢者斬。從者沒官。家々皆流。五保知而不告者與同罪。(續日本紀卷五)

十一月甲戌善鏡人等始叙位焉(同上)

和同六年七月丁卯大和國宇太郡波坂鄉人得銅鐸於長岡野地中。此年陸中尾去產銅(同上)

和銅開鑄錢は和同元年より淳仁天皇天平實字四年まで約四十五年間斷續鑄錢せられたり。

第三節 中古地名の起源

元明天皇和銅六年五月申子 制定

諸國郡郷名著好字。其郡内所出銀銅彩色草木禽獸魚虫物具銀色目土地山川原野各號所由又古老相傳舊聞異事載于史籍只宜言上。(日本紀畧前篇九、扶桑畧紀卷六)

鑄錢司、鑄錢房、錢庫、陶、多寶郷司家達理山等の地名は是より出づ古蹟を採る參考となるべし。

第四節 長門鑄錢司及周防鑄錢司の並置

聖武天皇天平二年三月丁酉周防國能野郡牛嶋西汀吉敷達理山所出銅試加治練、並堪爲用便令

當國採治以充長門鑄錢(續日本紀卷十聖武紀)

達理山の銅は長門鑄錢司の原料となり後に周防鑄錢司の地金を是より供給せり前者は豊浦郡長府修禪寺に在り、天平二年以前に存在せしも設置の時期不明なり。

大平七年閏十一月庚子更置鑄錢司(日本紀畧前篇十聖武記)

九年十一月甲戌加置鑄錢司史生六員通前十六員(續日本紀第十二卷聖武記)

天平十三年八月丁亥從五位下多治真人家主爲鑄錢長官(續日本紀卷十四)

前造幣局官吏にして古錢實地研究家佐野英山氏の著書鑄貨圖錄卷乾には天平九年十一月長門鑄錢司を周防に分置したることを明記せり、周防鑄錢司蹟に於て和同開寶の型を發見したる事實あれば之を證して餘あり地金は達理山に於て豊富にして其遺蹟

大なれば後には此所に全く移轉したるものなるべく天平十三年八月專任長官多治家主を任命したるは其證佐なり、長府鑄錢司は國衙の所在地にして專任長官の必要なくこの前後共に全く國司兼任にして別に專任長官を任命したることふければなり。孝謙天皇天平寶字元年六月壬辰從五位上女忌寸馬養爲鑄錢司長官。(續日本紀卷二十)

(一) 萬年、大平、開基三貨の鑄造。

淳仁天皇天平寶字四年三月丁丑勅錢之爲用行之已久公私用使莫甚於斯頃者、私鑄稍多、僞濫既半、頓將禁斷、恐有騷擾、宜新造新與舊並行、庶使無損於民、有益於國。其新錢文曰萬年通寶以_レ一當_レ舊錢十。銀錢文曰大平元寶以_レ一當_レ新錢十。金錢文曰開基勝寶以_レ一當_レ銀錢之十。(續日本紀卷二十二、日本紀畧前篇十一)

(二) 神功開寶の鑄造并田原鑄錢司。

天平神護元年神功開寶初て鑄造せられてより後三年鑄錢司は大和國田原に移轉せり。

稱徳天皇天平神護元年九月丁酉更鑄新錢、文曰神功開寶與前新錢並行、於世(續日本紀卷二十六、日本紀畧前篇十一)

(三) 鑄錢司の廢置。

桓武天皇延暦元年三月癸亥錢價既賤官且罷造宮勅旨一省、法花鑄錢兩司、以充府庫之寶、以崇簡易之化。(續日本紀卷三十七)

桓武天皇延暦九年十月甲午復置鑄錢司。(續日本紀卷四十)

(四) 隆平永寶の鑄造。

桓武天皇延暦十五年十一月辛丑始用新錢奉伊勢賀茂松尾社施七大寺及野寺。(日本逸史第六卷)

此新錢發行の結果として延暦十九年限り舊錢の通用を禁じ大に改鑄を行へり

延暦十七年十二月乙未加鑄錢司史生一員、通前十員(類聚二代格卷四)

平城天皇大同年間には大鑄山發見せられ但馬生野陸中細倉因幡の蒲生岩代半田等あり銀を出し備中吉岡長門櫻郷より銅を産し後記の二銅山は共に永く鑄錢の材料とみれり。

嵯峨天皇弘仁元年十二月丙戌錢司用乘銅進新錢一千三十貫。因茲鑄錢長官從五位上三島真人嗣授正五位下。次官從五位下

大枝朝臣繼吉從五位上自餘六位已下客作兒已上叙位賜祿有差(日本後記卷二十、日本紀畧前篇十四)

弘仁四年八月丁酉賜鑄錢司官人祿有差以進利錢也(類聚國史卷百七)

(五) 鑄錢司の廢止。

嵯峨天皇弘仁七年七月、戊寅廢鑄錢司。(日本逸史二十六)

第五節 第二次長門鑄錢司

弘仁九年再置の鑄錢司は職員の数其他の状態を察するに只長門鑄錢司のみの如し此所にて富壽神寶を初めて鑄造し其地金は遠き山間の長門國阿武郡櫻郷及美禰郡長登より運搬せり。

嵯峨天皇弘仁九年三月庚寅改長門國司爲鑄錢使、定長官一員、次官一員、判官一員、主典三員、鑄錢師二員、造錢型師一員、史生五員其官位者相準廢鑄錢司。秩限者一同國司之法。(日本逸史卷二十六、類聚二代格卷四)

弘仁九年八月戊午敕長門國部内不要驛家土所馬五十五匹朝使無往還之要。公民有守飼之費。宜每驛置馬匹。自餘充鑄錢料鉛駄。弘仁九年九月辛巳朔詔曰改錢文曰富壽神寶(日本逸史卷二十六、日本紀畧前篇十四)

弘仁十一年二月丙戌省鑄錢司判官一員。(主典類聚國史卷百七)

弘仁十一年六月甲戌下知大藏省曰鑄錢司所進新錢、雖文字頗文明而不失體勢、亦有小疵、行用無妨宜猶檢納。(日本逸史二十八卷)

弘仁十二年七月壬戌符爾被大政官今月十六日符爾鑄錢使解依去弘仁九年六月十一日申官支度帳。件錢每年作可進而始自十九年。至今年。掘採之銅乏少作物之數有欠。望請五千六百七十貫文之内減定三千貫文。每年作貢但豐銅三年隨郡陪作不必限以

(日本逸史二十九卷)

第六節 大和鑄錢司

(一八)

大和鑄錢司蹟は添上郡山邊郷即ち現今の田原村に在り山間避地にして存在期間短少なり。神功開寶は後に主として此地に於て鑄造せられ彼の周防長門兩司の地金供給地たりし豊浦郡厚狹郡等の銅調を中止して綿納に變更したる記事を見るも其消息を窺ひ得べし。

稱徳天皇神護慶雲元年十二月丁酉從五位上阿倍朝臣三縣爲田原鑄錢長官刑部大輔如故(續日本紀二十八卷)

神護慶雲元年十二月丙寅私鑄錢人王清廣等四十人賜性鑄錢部流出羽國(續日本紀二十八卷)

天平神護二年是年私鑄錢者先復相尋配鑄錢司。

驅役著鈴於其駄以備逃一聽鳴追捕焉(續日本紀第二十七卷、日本紀畧前編十一)

神護慶雲二年三月乙巳長門國豐浦郡厚狹郡宣養、乞、停調銅代令輸綿(續日本紀第二十九卷)

神護慶雲二年五月甲子授鑄錢長官從五位下阿部朝臣清成從五位上(續日本紀第二十九卷)

大政官符

定私鑄錢首從并家口罪名。並載鑄錢首處。遠流。從處徒三年。家口處。徒二年半。

以前得明法曹司解。被右辨官宜。刑部省解。和銅四年格云。私鑄錢者斬。從者沒官。家口皆流者。天平勝寶五年官符備。奉勅私鑄錢人罪致。斬刑。自今以後降一等處。遠流者。今首已會降。從并家口猶居本坐。首從之法罪合。減降。輕重相倒理不可。然謹請官裁者。宜定罪法。申上者。謹案賊盜律云。謀反者皆斬。父子沒官。祖孫兄弟遠流。名例律云。共犯罪者。以造意爲首。隨從者減一等。又云。一死三流各同爲一減者。今此校輕重。仍從者減首一等。處徒三年。家口減從一等。處徒二年半。

寶龜十一年十一月二日(續日本紀第三十六)

第七節 鑄錢の例外

一 貨幣の製造變造は曆朝の嚴禁せらるゝ、このころにして之を犯す者は財産刑休刑等に處せられ専ら鑄錢官營の威嚴を保つに務めたりしが茲に例外を設け私鑄を藤原仲廣即ち後の惠美押勝に允許せられたるも其反逆を企つるに至り之を官沒せり。

淳仁天皇天平寶字二年八月甲子以紫微內相藤原朝臣仲廣更給功封三千戶功田一百町。別聽鑄錢舉及用惠美印。(日本紀畧前編十一)

天平寶字六年正月甲戌賜大師藤原惠美朝臣押勝近江國淺井高島二郡鑛穴各一所、同八年九月乙巳官沒之(續日本紀二十四卷、日本紀畧前編十一)

第八節 鑛業の官營及び私營

大寶令典鑄司の條には金銀銅鐵を鑄貨することを掌るものたることを記載し金銀の採掘は官營とし銅鐵の採掘は民業とす。定め養老二年には贖銅法を定め死罪は銅二百斤流罪は銅百斤乃至百四十斤を官に納めて罪を贖ふ制を布きしが其後何れも官行として直轄に採掘して國司に監督をさしめ又避地には別に採銅使を置きしが漸次にして大鑛山のみを直營とし他は民業に任せ庸調として其地金を賦課せり、銅一斤は稻四束弱即ち白米二斗に換算するものと規定せり。

令義解卷十雜令 (大寶令)

凡國內有出銅鐵處官未採者。聽百姓私採。若納銅鐵折宛庸調者聽。自餘非禁處者山川藪澤之利公共之。

凡知山澤有異寶異木及金玉銀彩色雜物處堪供國用者皆申太致官奏聞。

延喜式卷五十雜

凡對馬銀者任聽百姓之私採。但馬國司不在此例。(生野銀山)

元明天皇 和同八年美作國英多郡鐵山崩(續日本紀卷四)

貞觀元年二月十九日以長門國醫師從八位下海部男種廣爲採銅使。詔三箇年內所進銅鉛年別各足三千斤者須借從五位。其後三

(一九)

年内成其數者隨爲其真。(三代實錄卷二)

諸使公文事

太政官符應以鑄錢司返抄勘會稅帳採銅料物數支

右得採備中國銅使前權介弓削秋佐解狀備檢案內前司之時以在民身租穀便充行採銅料徵納之間拘留民間不得全收而國偏依出符立用稅帳使雖陳牒支由國曾不承引望請令鑄錢司返抄勘會稅帳立用者案去仁和四年六月二十三日符備得彼國解備令銅所例至千請用役夫料物先注所採半熟銅數送國加實檢然意充行料物而採銅使秋佐牒備不被實檢銅數早速被行料物者回茲國與使執論牒狀再三往復徒爲言煩還擁公責仍今所申者役夫料物依先例實檢之後充行爲當依使牒不更勘知充行乎謹請官裁者右大臣宣宜准先例勘知所採銅數然後令行料物者今大納言正三位兼行左近衛大將大皇太后宮大夫藤原朝臣良世宣奉勅若依稅帳不會返抄恐採銅之哀動情難知若依返抄勘出稅帳亦恐行物之國還煩勘出今順役夫料物者依前符行之稅帳立用者依返抄勘之長門豐前亦宜准此 寬平元年十月二十一日 (宇多天皇實錄卷一、類聚三代格卷十二)

凡備中長門豐前等國送鑄錢司銅鉛返抄者副稅帳進之。

延喜式卷二十三民部下

凡鑄錢年料銅鉛者備中長門豐前等國每年採送鑄錢司即以司返抄勘會調庸抄帳。

凡鑄錢司所進年料錢隨所進數且附細丁收收文至十年終令進惣帳勘會已訖乃與返抄。

凡備中長門豐前等國採銅鉛料稻斤別充三束九把六分五厘七毫。

延喜式卷二十五主計下

貞觀十一年二月二十日戊申大政官處分停遣長門國採銅使付國宰採進焉 (日本三代實錄第十六卷)

貞觀五年十月二日辛酉制長門國採銅所雜色四人預勸籍 (三代實錄卷五)

第九節 第二次周防鑄錢司

周防鑄錢司設は初期に屬するもの吉敷郡鑄錢司村字福西原四ツ辻に各一ヶ所、陶村字系根山に三ヶ所、大道村字切島に一ヶ所あれども何れが文武帝の御代何れが聖武天皇御代以降に官行せられしか審かならざれども嵯峨天皇弘仁七年七月全く鑄錢司を廢して後再置せる場所は字司家あることは明なり、其移轉の時期は判然せざれども寛平八年三月四日付大政官符に弘仁十三年云々の記事あるを以て其以前なるは明瞭なり、同十二年七月吏員の増員并に其他の記事を参照するに此年に行れたる如し、富壽神寶錢文の大字の物は弘法大師の染等にして其新錢の布施ありたることは其法徳を彰すると共に移轉を祝福するものなるべし、從來新錢の記事ある時は必ず改錢又は開司を祝する場合のみなればなり、其地金は地下の達理山脈の産鑛毛の手島長門の櫻郷長登備中豊後等より需要せり、其鑄造年額は三千貫文乃至一万一千貫文にして惡貨の改鑄も行れ又承和昌寶初めて鑄造發行せられたり。

(一) 司家時代。

大政官符 應増加鑄錢使官員一事

判官一員、主典一員。

右太政官去二月十五日下式部省符備、太政官去弘仁九年四月十五日騰勅符備、件使官員、定長官一員、次官一員、主典三員、大納言正三位兼行左近衛大將陸奥出羽按察使藤原朝臣冬嗣宣奉勅前件二員、宜從廢省者、今得便解備所行之事、非當鑄錢一局内雜務、備類多端、差科無人、庶事有闕、望請猶復本員者、右大臣宣奉勅依請。

弘仁十二年七月十日

弘仁十二年七月丁巳鑄錢二万施空海法師。(日本紀略十四)

弘仁十三年二月朔私鑄錢不論首從令鑄錢司終身役之。(日本逸史類聚三代格十二卷)

弘仁十四年七月辛未長門國鑄錢勞異他國連年早疫人民乏紀仍逸當年庸。(日本逸史卷三十)

天長元年六月發已授鑄錢使長官從五位下小治朝臣直人從五位上。(類聚國史九十九卷)

天長三年九月乙酉下民部省符爾相轉舊錢鑄造新錢之間。宣停鑄錢料銅令進年料熟銅千斤。(日本逸史三十四卷)

太政官符 應省史生一員置醫師上事。

右得鑄錢司解備檢案內此司在岡田之日典樂醫師一人別置司家今醫師停置療治無方。望請省史生置醫師謹請官裁者。

中納言兼左近衛大將三位行民部卿清原真人夏野宣奉勅依請。天長四年七月三日 (類聚三代格卷四)

太政官符 應鑄錢司判官復舊事。

右得彼司解備司家本判官二員。依太政官去天長二年十二月三日騰勅符被減次官一員判官一員。史生五員。而今年料之鑄倍於前年鑄作之事分配入少。望請依舊加判官一員者。中納言兼左近衛大將三位行民部卿清原真人夏野宣奉勅依請。天長五年

二月十七日 (類聚三代格卷四)

太政官符 應依一萬一千貫文支度鑄作年新錢上事。

右得鑄錢司解備檢案內鑄錢支度有先後二卷自弘仁十二年迄天長五年作三千五百貫文一卷自天長六年迄今年作一萬一千貫文。今被太政官去六月二十三日符備。太政官同月二十二日下長門國符備。司解備舊錢既盡無銅可鑄仍言上者。左大臣

宣依舊充之者。支度有先後未知所准據謹請處分者。同宣奉勅依件作之。承和元年十月九日 (類聚三代格卷十四)

承和二年正月戊辰令鑄新錢詔曰。文曰。承和昌寶以新幣之一當舊錢十新之與舊宣令並用。(續日本後記卷四)

大政官符 應鑄錢司秩限定六年事

右大政官去天長八年三月五日下午式部省符爾大納言正三位兼行左近衛大將民部卿清原真人夏野宣奉勅件司遠置周防赴任之吏

不異國司自今以後秩滿解任一准國司但鑄錢師等非此限者。今被右大臣宣備奉勅鑄錢司職此異國司。四年爲限多累交替宣改前格更定六年。承和二年三月庚寅 (續日本後記卷四、類聚三代格卷五)

大政官符 應鑄錢司秩限定六年事

鑄手五人。造錢形生四人。鐵工二人。木工一人。

右得鑄錢司解備檢案內造年料錢三千五百貫文之日。被給鑄工八人。而加作錢七千五百貫文。惣一萬一千貫文。因茲鑄工若備。公事閑息。望請依件加增。通前爲二十人。謹請官裁者。右大臣宣奉勅依請。若有死關隨即補之不得補他色。

承和四年四月一日 (類聚三代格卷四)

承和八年春正月壬申朔癸巳從五位下都督朝臣福人爲周防守二月丁未爲兼鑄錢官周防守如故。(續日本後記)

大政官符 定採送鑄錢司年料銅鉛數上事。

銅一萬六千三百三十三斤五兩一分二銖

鉛八千一百六十六斤十兩二分四銖

右得長門國解備檢案內太政官去承和元年六月二十一日符備。去天長三年九月二十一日下民部省符備。相轉舊錢鑄送新錢之間。宣停鑄錢料銅令進年料熟銅千斤者。今得鑄錢司解備。舊錢既盡無銅可鑄者。右大臣宣宜依舊充行者。宜待司支

度依件探送者。當時之吏移彼司請支度。而報云年料可造錢一萬一千貫文料銅五萬一千三百三十三斤。鉛二萬五千六百六十六斤十兩二分四銖者。今案民部省去弘仁十二年七月二十八日符備。被大政官今月十八日符備。得鑄錢使解備。依去弘仁九年六月十一日

申官支度帳一件錢每年鑄作可進。而始自九年至于今年。掘採之銅乏少作物之數有欠。望請五千六百七十貫文之內。減定三千

貫文每年作貢。但豐銅之年隨即倍作不必限此以此數者。右大臣宣奉勅爲定三千五百貫文者。仍可採送年料銅一萬六千三百

三十三斤五兩一分二銖鉛八千一百六十六斤十兩二分四銖。雖然當于其時未有探足。而彼鑄錢司自去承和元年以來一萬一千貫

文用度。令送銅七萬七千斤。今覆舊例銅七萬七千斤是鑄送古錢之用度非掘採新銅所以爲自非神力何及件數。望請銅鉛各方

斤定爲年料者。右大臣宣奉勅宜依三千五百貫文用度令採送之。承和八年閏九月二十九日 (類聚三代格卷十四)

承和十四年正月乙未周防國鑄錢司官遷立司家東方瀉上山者。許之遂伐樹木也。(續日本後記十七卷)

(111)

(二) 瀛上時代。

瀛上山は現今の西連寺山にして鑄錢坊錢庫向原等は其遺蹟の存する所なり、昔日は東西に海水灣入し海運の便にして且警固の利あり。

(イ) 鑄造の貨幣。

一、長年大寶

仁明天皇嘉祥元年己亥令鑄新錢詔又曰長年大寶。(日本紀畧十六卷)

二、饒益神寶

貞觀元年十月二十八日は日鑄錢司進鑄錢奉諸名神并諸山陵。及頒賜親王已下各有差。(日本三代實錄卷二)

貞觀十一年七月四日庚申制左右京百姓輪調新錢十文徭。五畿内調亦同焉。(日本三代實錄卷十六)

三、貞觀永寶 山城國葛野に於て分鑄す。

貞觀十二年八月五日乙酉鑄錢司進新錢貞觀錢一千一百十文真文賜東宮二十貫文頒賜親王已下五倍以上。見參者各有爲。自諸司六位官人迄諸衛府屬典丁衛士皆預思察焉。(日本三代實錄卷十八)

貞觀十二年十一月十七日乙丑分遣使者諸社奉鑄錢司及葛野鑄錢所新錢。又近葛野鑄錢所宗像、樺谷、清水堰小社五神奉鑄錢所新鑄錢。(日本三代實錄卷十八)

貞觀十四年九月二十五日壬辰新錢貞觀錢文字破滅輪郭無全丸。在賣買嫌辨大半。詔責鑄錢司令分明鑄作。(日本三代實錄卷二十二)

應沒私鑄錢者田宅資財支發載錢鑄部。

右檢非違使起請備。謹案法條無可沒入私鑄錢者財物。而使等至分沒其舍宅資財。雖非法意行來成例。望請編之朝章嚴遏其奸者。右大臣宣奉勅依請。貞觀十六年十二月二十六日(三代實錄第二十六)

元慶八年九月十四日辛未丙以新錢三十貫相分給左右官職。(日本三代實錄四十六卷)

光孝天皇仁和元年十月十一日壬戌令鑄錢司作錢機百五具。其五十二具半新作。五十二具半修理舊機。(日本三代實錄卷四十八)

四、寬平大寶

寬平元年四月二十七日癸未改鑄貨曰寬平大寶。(日本紀畧前篇二十)

五、延喜通寶

醍醐天皇延喜七年十一月三日詔改寬平大寶錢貨爲延喜通寶。一以當舊錢之十。新與舊並令通用之。(日本紀畧後篇一)

(ロ) 灰燼後の貨幣

乾元大寶

村上天皇天德二年三月二十五日改鑄錢貨文延喜通寶爲乾元大寶。(日本紀畧後篇四)

村上天皇天德二年四月八日己未今日右大臣於伏座仰外配令因幡介廣兼圖書允阿保懷之昔新錢文但被用懷之字採抑當時能書李頭道風朝臣大内記藤原文正也道風眼暗不堪細字文正觸穢仍懷之書錢文。

村上天皇天德三年四月五日庚辰賜新錢於親王以下諸司官人以上。天皇并中宮東宮奉之親王以下於軒廊南給之。(同上)

四月七日壬午奉新錢於諸社諸寺使可差進之由仰神祇官中務省。(同上)

村上天皇天德三年八月二十八日戊寅下新錢論奏。(同上)

(ハ) 地金の産出地及び其賦課年額

貞觀十二年二月二十五日丁未令備中備後兩國採進鑄錢司料銅。(日本三代實錄卷十七)

陽成天皇元慶元年十二月二十三日乙未。

美作國真嶋郡加夫良和利山。大庭郡比智奈井山。備前國津高郡佐々山有銅。故吉備廢堀採進其撰銅勅遣内匠大允正六位布勢朝臣安峯

與國寄監地檢校堀採令安峯還向進所採之銅。(日本三代實錄卷三十)

元慶五年三月七日乙卯 散位從五位上陽侯忌寸永容言石見國美濃郡都茂郡丸山嚴石岬嶽索締敷十里。銅工膳伴案廣眞髮部廣世等言日此山出銅。於是勅遣木工少屬從七位上紀朝臣眞房史生從八位上眞髮部安雄等一檢察焉。 (日本三代實錄卷三十九)
仁和元年三月十日乙丑大政官處分下知長門國送銅手一人、掘穴手一人、於豐前國探銅使許。以豐前國民未習其術也。 (三代實錄卷三十三)

延喜式卷二十六 主稅上。

凡鑄錢年料銅鉛者備中國銅八百斤。長門國銅二千五百十六斤十兩二分四銖。鉛千五百十六斤十兩二分四銖。豐前國銅二千五百十六斤十兩二分四銖。鉛千四百斤每年探送。即以鑄錢司收文、進官下所司令勸會稅帳。

凡備中、長門、豐前、等國、探銅鉛料稻、斤別充三束九把六分五厘七毫。

大政官符

應沒下不送造錢料物諸國司公廨事。

右得鑄錢司解備諸國所送年料雜物。或冬時乃送逾年纜來。由此一年作物輕年不實。四季料錢闕時不實。謹案延曆十四年七月二十七日格備寶龜四年閏十一月二十三日下民部省符備。去元年五月十五日符備。春米橡領已上專當其事。史生已上差充綱領。若春運違限解見任者。而猶不填。右大臣宣奉勅自今以後若有雜米未進無間多少國司史生已上皆奪公廨沒爲官物者。而不慎格旨常致延引若不張必行之制。何濟要作之事。望請諸國所探送雜物每年月二十日以前令送畢。若有未進准其數依格沒公廨。事須司詳錄載其色相當物數專使言上然則人情有畏國用無闕。謹請官裁者。左大臣宣依請。

承和十四年二月二十九日 (類聚三代格卷十四)

大政官符

應下依銅鉛并鐵未進不沒公廨事。

右得長門國解備。民部省去年四月十日符備。被太政官去三月二十九日符備。鑄錢司解備。鑄錢之道取依料物。而諸國解體常致未進。

作妄之意概斯由也。望請准米未進數沒其公廨。謹請官裁者。左大臣宣依請者。須符旨依數堀送而物在上下堀得無定。望請依件未進停沒公廨。謹請官裁者。同宣依請。

承和十五年二月二十八日 (類聚三代格卷十四)

大政官符

一應停止鑄造銅器交易民間事。

右得探長門國銅使鑄錢司判官弓削秋佐解狀國須探得部內之銅全送納鑄錢司。而檢校疎畧無動送納。於是百姓任意私採鑄造雜器。只事商賈。積習爲常。難輒可改。例進欠少賦此之由。望請殊下嚴制。將從停止。若有奸犯之輩者。國司注名言上。郡司并百姓浪人等。隨所犯多少決杖以下罪。

一應採銅料物充行當郡事。

右同前解狀備。使民之道功食爲先。而件料物不充當郡下。行他郡。因茲百姓爭遁不赴役所。預長愁吟作事既倦。望請採銅之郡除例舉例用之外。不行國司公廨并雜用。將充採銅之料。然則預事易濟。諒論自絕。

以前條事謹請官裁者。左大臣宣依請。

貞觀十八年三月二十七日 (類聚三代格卷十四)

(二) 惡貨の遞送法。

延善式卷五十 雜式。

凡遣鑄錢司舊錢路次國差加勇幹健兒遞送。若致亡失者。令當國司填納。

(ホ) 雜給米及備品消品賦課地并其年額。

延善式卷十六 主稅上。

備後國正稅公廨各二十四萬束。國分寺料二萬束。文殊會料二千束。鑄錢司俸料一萬八千束。修理池溝料一萬五千束。救急料八萬束。

周防國正稅公廩各二十一萬束。國分寺料二萬束。文殊會料二千束。鑄錢司俸料二萬八千束。修理池溝一萬束。救急料八萬束。伊豫國正稅公廩各三十萬束。大學寮料一萬束。國分寺料四萬束。文殊會料二千束。鑄錢司俸料二萬八千束。修理池溝料三萬束。救急料八萬束。俘囚料二萬束。

太政官符

應停納官便送納鑄錢司庸米一百二十斛事。

右得周防國解備。被太政官去承和十四年十二月一日符備。

仁明天皇 承和二年三月辛酉鑄錢司言被給俸料一分之人唯一千束支朝夕不足衣服。遷替之日無糧。還京。右大臣處分班舉正稅十六萬束於備後安藝周防長門豐前等國。各三萬二千束以其利息。每人倍給之。 (類聚國史卷八十三)

得彼國解備。鑄錢司年中所請造料物觸色有數從被行。當國之外更請他國。其大宰管内長門等國送司有便。彼備中國近於京師。古司遙遠。此國庸米遙涉滄海。每年進京。民疲運漕。物恐漂沒。望請倍停備中國一年送司米三百斛內百二十斛。始從今年永令進京。其代便以此國庸米充行。所殘百八十斛依舊令送司家者。右大臣宜依請。備中國米百二十斛永令進京。 (嘉祥二年十月一日 (類聚三代格卷十四))

太政官符

應便制周防國田租穀充鑄錢料雜物直事。

右參議從四位下守右大辨兼行侍從播磨守源朝臣希奏狀備。謹檢案內鑄錢料雜物者。備後、周防、長門、伊豫、筑前、肥後、等國所備送也。其用途支度前後有二。自弘仁十三年。至天長五年。別以三千五百貫為限。自天長六年。至承和元年。以二萬一千貫為限。定此數之日支度用物。課所出國。令交易進。其後依銅鑄難。採減省前後數。以三千五百貫定為年料。須隨其程減。定用途而只減錢數。不省料物。然而諸國牧宰動致闕息。猶無究納。年料之錢不由鑄備。因茲年來之貢不過五六百貫。是則纔似周防一國所送之物。所鑄造也。伏望者自今以後。停止件七箇國交易。剩彼國納官租穀六千九百九斛九斗二升內。為鑄錢料雜

物直。其應用白米、黑米、春鹽、蒜、絹、庸布、高布、調綿、鹿皮、牛革、油、鐵、鑿、砥、探、紙、墨、筆、薦、苦、稻、等之雜物。直准類二萬六千九百七十九束四分二毫。相折損遺穀四千二百一十一斛二升五合。然則雖有損年。猶以可足矣。况無損年寧無餘剩乎。但彼諸國交易雜物直料除銅鉛料之外。每年為摺附帳言上者。大納言正三位兼行左近衛大將皇太子傳民部卿陸奧出羽按察使源朝臣能有宣奉。勅依奏。 寬平八年三月四日 (類聚三代格卷十四、宇多天皇實錄卷三)

(一) 職工員類及び鑄貨年額

太政官符 應減定鑄錢司工夫等事。

本數八十人。今定四十八人。將領八人。造錢形生三人。鑄手三人。鐵工二人。木工二人。夫三十人。

右得彼司解備。謹案舊例弘仁以往。以三千五百貫文為年料。工夫之數。儘無所見。天長年中。以二萬一千貫文為年料。承和相承不改。此數。今檢案內。太政官去承和元年十二月三日下符備。得司解備。見任將領二十人。雜工二十人。夫四十人。惣八十人。而去天長九十九年所請舊錢。去年改鑄既畢。然則無作物間。頒停衣糧。而件等人。身直。司家。遠離鄉里。停其資給。愁吟尤切。若為處置。謹請官裁者。右大臣宜宣給之者。今依此符。全給衣糧。論之公途甚多。其費何者。八十人工夫者。是一萬一千貫文之支度也。今以三千五百貫文為年料。凡厥用度。隨即可減。但鑄錢之道。薪炭為本。而樵路漸峻。炭窟更遠。前年一日之單。當今數日之功。仍彼此折中。所定如件。望請官裁。依件減定者。左大臣宣奉。勅依請。 昌泰二年五月二十八日 (類聚三代格卷四)

(二) 鑄錢司官制

三代實錄

貞觀十年戊子六月二十六日庚寅周防國守兼任鑄錢司長官者四年為秩。

類聚三代格

大政官符 應周國守兼任鑄錢司長官者四年為秩限事。

右撰格所起請備。大政官承和二年三月十五日符備。件司遠置。周防秩歷之期。宣定六年者。如今國守為例。兼任彼司長官。於是國守

秩限四年。長官歷期六年。然而國守秩滿長官然停。格文與事誠有相違。伏望令國守帶長官者以四年為限者。中納言兼左衛門大將三位藤原朝臣基經宣奉勅依請。貞觀十一年二月二十八日（三代實錄第十五卷、類聚三代格卷五）

太政官符 應減定官員一事。

主典三員。減一員。史生四員。減一員。長上三員。鑄錢長上一員。減一員。鑄錢長上。定三員。鑄錢長上一員。造錢形長上一員。右得鑄錢司解一員。官人多。數死用少。事望請依件減定。請官裁者。右大臣宣奉勅依請。

仁壽元年八月十五日

大政官符 應才長上秩六年為限事。

鑄錢師一人。作錢形師一人。

右得鑄錢司解一員。件長上是終身之任。无有秩限。任此職者。司無他望。今作鑄之生望在長上。而待終身。闕恨無所進。望請以六年為秩限。以勸後生。謹請官裁者。右大臣宣奉勅依請。齊衡二年九月十九日（類聚三代格卷五）

太政官符 應依舊加置史生一員事。

右得鑄錢司解一員。件史生一員。依太政官仁壽元年八月十五日符。減除今檢案內二年作貢新錢一萬一千貫文。載船九艘。史生以上差使進上。自此外。司中公文觸類數多。無人繕寫。而前司不熟物情。偏稱公平。申省件員。望請依舊加置件員。勸濟公事。謹請官裁者。右大臣宣奉勅依請。齊衡二年十一月一日（類聚二代格卷四）

延喜式卷十八 式部上。

凡不得周防國人任鑄錢司官人。

凡鑄錢司考文附周防國朝集使。

延喜式卷二十六 主稅上。

凡鑄錢司鎮守府官人已下到任之日、准國司給四分之一借貸。

(子) 鑄錢司長官

承和十四年二月丁卯朔丁丑從五位下安部朝臣棚原兼鑄錢司長官周防守如故。（續日本後記）

嘉祥二年春正月丙辰朔戊辰從五位下丹埤真人弟梶為周防守。夏四月甲子朔癸卯為兼鑄錢司使長官。（同上）

仁壽三年春正月壬辰朔丁未賜宴侍臣。踏歌如常。略從五位下三統宿稱真淨為周防守。夏四月庚午為中宮大進。齊衡元年春正月丙戌朔辛丑為美濃介中宮大進如故。從五位下伴宿稱河男為周防守。二月辛未為鑄錢長官。周防守如故。（文德實錄）

貞觀元年正月十三日庚午散位從五位下藤原朝臣直道為周防守。三月二十二日戊寅為鑄錢長官。周防守如故。

三代實錄

三年春二月二十五日己酉周防守從五位下藤原朝臣直道為少納言。大藏少輔從五位下丹埤真人弟梶為周防守。夏四月九日癸丑為兼鑄錢長官。（同上）

鑄錢長官。（同上）

六年春正月七日甲午。天皇御前殿。覽青馬。賜宴群臣。奏樂賜。祿如常。授鑄錢長官兼周防守從五位下丹埤真人弟梶從五位上。（同上）

七年春正月二十七日己酉勸解由次官從五位下安倍朝臣宗行為周防守。三月十九日庚子為兼鑄錢長官。（同上）

十年戊子春正月十六日辛亥踏歌之節。

天皇御前殿。宴于侍臣。宮人踏歌宴竟賜。祿如常。主稅頭從五位上兼行出雲守家原宿稱繩雄為周防守。二月十七日辛己為兼鑄錢司長官。（同上）

元慶三年十一月丙辰朔且冬至二十五日庚辰。

授鑄錢長官兼周防守從五位下春澄朝臣具膳從五位上。（同上）

仁和二年丙午春正月十六日丙申踏歌之節。

天皇御前殿。宴于侍臣。宮人踏歌賜。祿如常。是日散位從五位下小野朝臣當岑為周防守。二月二十一日辛未為鑄錢司長官。周防守如故。（同上）

五月二十八日丙午前周防守從五位上紀朝臣安雄卒云々元慶六年除鑄錢長官兼周防守云々。(同上)
西宮記云改鑄錢大臣奉勅仰博士令勘錢文奏定畢擇吉日召能書者於陣頭令書字樣奏聞賜作物所彫定副宮符下鑄錢司准新錢於解文之後
先奉神社佛寺云々。

(リ) 鑄錢司神社昇格及び其灰燼。

貞觀十五年九月二十七日己丑鑄錢司正六位上黑山神火山神並從五位下。(日本三代實錄卷二十四)

元慶二年六月二十三日丁癸周防國正六位上山田神從五位以下。(日本三代實錄卷三十三)

朱雀天皇天慶三年十一月七日戊辰周防國驛普鑄錢司爲賊被燒之由上。(日本記畧後篇二、九代實錄)

第十節 岡田鑄錢司存立期間二ヶ月

岡田鑄錢司蹟は山城國相樂郡加茂村字錢司に在り存立期間二ヶ月にして後採銅所となれり、但し天長四年七月三日付大政官符
中此司岡田に在るの曰云々とある故以前も亦鑄錢司在りしなり。

貞觀七年九月二十六日甲辰勅木工寮採銅於山城國相樂郡岡田郷舊鑄錢司止。(日本三代實錄卷十一)

貞觀七年十一月二十六日癸卯勅以山城國相樂舊鑄錢地二十餘町爲採銅之地。(日本三代實錄卷十一)

貞觀九年六月九日丙子勅山城國相樂郡舊鑄錢司地二十町貞觀七年爲採銅地今反賜左大臣朝臣信採銅之事依舊行之。(日本
三代實錄卷十四)

貞觀十一年七月十日丙寅以前筑後守從五位下清原真人眞貞爲山城國岡田銅山使判官一人主典一人。(日本三代實錄卷十六)
元慶五年八月二十日丙申去六月停採山城國岡田銅事採銅使正六位上巨勢朝臣文主返進伊賀國唐米三百八十斛七斗五升奉以
伊賀國唐米充採銅之資糧故也。(日本三代實錄卷四十)

第十一節 葛野鑄錢司分所

存立期間 日餘

此司の所在地葛野郷は山城國葛野郡大妻村字大妻及び京極村大字郡の地地方を稱へしなり、只貞觀永寶を最初に分けて鑄造
せしのみにて其地所は直ちに處分せられたり。

貞觀十二年十一月十七日乙丑 分遣使者諸社奉鑄錢司及葛野鑄錢所新錢。(日本三代實錄卷十八)

貞觀十二年十二月十三日庚寅 勅收山城國葛野郷百姓地六段三百五十二步賜鑄錢所以乘陸田相轉給本主。(日本三代實
錄卷十八)

大正十一年三月七日印刷
大正十一年三月十七日發行

山口縣吉敷郡陶村第參百拾番屋敷

編纂兼發行人 米 光 長 三 郎

山口縣吉敷郡山口町大字道場門前第三十七番地

印刷者 平 佐 國 介

全 上

印刷所 大同印刷舍

11
127

終

